

## 預かり保育実施規程

### (目的)

**第1条** この規程は、恵泉幼稚園（以下「本園」という。）の保育時間終了後に、やむを得ない事情により家庭での保育ができない園児を対象に行う保育活動（以下「預かり保育」という。）を実施し、保護者の子育てを支援することを目的とする。

### (対象者)

**第2条** 預かり保育の対象者は本園の園児で、保護者が次の各号に掲げる事情により預かり保育の利用を希望する場合とする。

- (1) 保護者の就労
- (2) 保護者の傷病・出産による入通院
- (3) 保護者の災害・事故
- (4) 保護者の家族の通院・看護・介護
- (5) 保護者の学校用務
- (6) 保護者の通学又は資格取得等のため学習
- (7) 前各号に定めるもののほか、園長が認める場合

### (休業日)

**第3条** 預かり保育の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月25日
- (4) 夏季休業のうちお盆の期間
- (5) 冬季休業のうち12月29日から翌年1月7日まで
- (6) その他園長が必要と認めた日

### (預かり保育時間)

**第4条** 預かり保育時間は、本園の保育時間終了後から午後6時までとする。ただし、園長が必要と認めたときは、終了時刻を変更することができる。

### (利用申請)

**第5条** 預かり保育を利用しようとする園児の保護者は、次のいずれかの方法により申請することとする。

- (1) 預かり保育申請書（様式第1号）を利用しようとする日の前日午後5時までに園長に提出する。ただし、緊急その他止むを得ないときは、利用日の午前9時までに申請書を提出するものとする。
- (2) メールによる預かり保育申請書（様式第2号）を利用しようとする日の前日午後5時までに園長に送信する。ただし、緊急その他止むを得ないときは、利用日の午前9時までに送信するものとする。
- (3) 長期休業期間（夏季休業、冬季休業、学年末休業及び学年始休業、以下同じ。）については、保護者はできるだけ休業期間開始前に預かり保育計画予定表（様式第3号）を園長に提出するものとする。

\*預かり保育の利用申請は、Webシステム（コミュなび）により受け付けております。

### (利用申請書等の受理)

**第6条** 園長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し受理するものとする。

### (預かり保育料額)

**第7条** 預かり保育料額は、次のとおりとする。

- (1) 平日にあっては、水曜日は正午、それ以外の曜日は午後2時を起算とし保育料額を計算することとし、最初の1時間まで300円、1時間を超えた場合は1時間ごとに200円を加算する。
- (2) 長期休業期間にあっては1時間ごとに200円とする。ただし、1日利用する場合の上限額を1,500円とする。
- (3) 幼児教育の無償化に伴う第2号認定を受けた園児を対象に月極利用料金12,000円を設ける。ただし、時間計料金を希望する場合は、保護者は就労証明書を園長に提出するものとする。

### (預かり保育料の納付)

**第8条** 預かり保育料は原則として預かり保育終了後に、本園職員室窓口において納付するものとする。ただし、保護者が希望する場合は月末又は月初に納付することができる。なお、長期休業期間については当日の納付はせず、月末又月初に一括納付することとする。

\*預かり保育料の納付は月末締めとし、翌月の保育料等とあわせて口座振替による一括納付に変更いたしました。

### (その他)

**第9条** この規程に定めるもののほか、預かり保育の実施に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、2020年（令和2年）9月23日から施行し、2020年（令和2年）9月1日以降の預かり保育から適用する。
- 3 改正後の規程は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第1号及び同第3号の規程は2020年（令和2年）12月1日から施行する。